



乾巻 下馬して大繩に整列し、犬追物開始の合図を待つ射手たち



坤巻 馬を巧みに操り、大繩の外に出た犬を弓で狙う射手

## 5 犬追物絵詞

(絵)作者不詳、(詞書)大関増業、(序文)堀田正敦

二卷

文化十年(一八一三)

絹本着色

乾巻・四三・三×一六八一・七

坤巻・四三・三×二六五・六

犬追物とは、武士に必須の武芸として鎌倉から室町時代にかけて流行し、流鏑馬、笠懸とともに馬上の三物と称されたもの。騎馬で犬を追い、藁目と呼ばれる鏑をつけた矢で射る、騎射訓練の一種である。

本絵巻は、巻頭に撰津守堀田正敦(一七五八、あるいは一七五五〜一八三三)が記した序文によると、土佐守大関増業(一七八二〜一八四五)が犬追物を後世に伝える目的で制作したものだという。序文に続く、文化十年(一八一三)の年記の入った大関増業の詞書には、鎌倉時代からの犬追物の歴史が簡潔に記され、その中で慶安年間に犬追物が禁止されようとした時に、武将小笠原貞宗がその必要性を説いてその禁を解き、以降も犬追物は弓馬の練習に用いられたこと、そしてその故実に伝わる犬追物の式法を子孫に示すために、数年前に三巻の書にまとめ、またここであらためて絵に描いたと記されている。その言葉通り、乾坤二巻仕立ての本絵巻には、犬追物の諸法が詞書と絵で詳しく解説されている。

弓馬など武芸に関する慣習や諸式、いわゆる武家故実は、明治維新を経て旧時代の遺物とみなされるようになっていったが、前述の小笠原貞宗の流れを汲む小笠原流など、武家故実の継承者たちはその存続を目指し、復古を唱えた。明治十三年三月には、第二十八世宗家小笠原清務らの内願を受ける形で、旧平戸藩主松浦詮が、吹上御苑の馬場において小笠原流の武技を天覧に供した。その中で、流鏑馬、歩射、騎射とともに犬追物が演じられ、松浦には花瓶と縮緬が、演技者一同にも下賜金が賜られた。明治十三年三月に献上との伝来をもつ本絵巻は、この天覧に関連して献上された可能性が高い。



- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に<sup>1</sup>出典を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

こまくら  
駒競べ——馬の晴れ姿

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 73

編集 宮内庁三の丸尚蔵館  
制作 株式会社 東京美術  
翻訳 黒川廣子  
発行 宮内庁  
平成二十八年七月九日発行

© 2016, The Museum of the Imperial Collections, Sanmonmaru Shōzōkan